

<出席停止となる感染症と出席停止期間(学校保健安全法施行規則)>

類	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群※1 中東呼吸器症候群※2 特定鳥インフルエンザ※3	治癒するまで
第二種 ★	新型コロナウイルス インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風疹 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで 全ての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 医師が感染のおそれがないと認めるまで 医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その 感 染 他 症 の マイコプラズマ肺炎 溶連菌感染症 帯状疱疹	条件によっては、医師の指示により出席停止の措置が必要 →医師に相談してください

★第二種：基準を満たしていれば治癒証明は不要。ただし、医師の指示がある場合はその指示を優先する。

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう